

【解説】

# 厚労省の国保一部負担金の減免通知について

減免運動を大きく広げるために 「生活と健康」編集部

厚生労働省は9月13日、各都道府県宛に、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担の取扱についての一部改正について」（保発0913第2号 平成22年9月13日）と改正に伴うQ&A(19頁参照)を通知しました。

通知は、いわゆる悪質滞納者に対する医療機関の対応や、医療機関に代わって保険者（自治体）が滞納処分を行う基準も示されていますが、ここでは、誌面の関係で一部負担金の減免の内容を紹介し

## 一、一部負担減免についての通知の内容

### 1、「収入減」の場合の基準は生活保護

通知は、国民健康保険法44条が減免対象のひとつとしてあげている「収入が減少した」場合の適用基準（以下、厚労省基準）として、次の点をあげています。

①入院療養を受ける被保険者がいる世

帯、②世帯の収入が生活保護基準（生活扶助、教育扶助、住宅扶助）以下で、③かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下、のいずれにも該当する世帯としていきます。

2、減免の期間は、1か月単位の更新制とし、3か月までを標準に

通知は、「ただし、3か月までに期間を限定するものではない」とし、生活や療養の実態に留意して、生活保護担当などの福祉部局との連携を図るとしています。

## 二、通知の問題点と活用できる点

### 1、問題点

通知の問題点は、①恒常的低所得者を減免対象かはずしていること、②生活保護基準の計算を生活扶助など3つの扶助に限定し、特別基準を含め、実際の生活実態にそった基準となっていないこと、

③資産要件をもうけていること、④適用時期を原則3か月としていること、⑤入院治療に限定し、通院治療をはずしていること、⑥独自減免を含め、すべての減免への財政補助をしていないことです。

2、減免制度の新設・改善運動に活用できる点

通知は、自治体に減免制度の実施を求めています。この条件をいかして、低所得者を対象にいれることをはじめとする全面的な要求（先に述べた問題点の解決を含めて）での運動を広げることが大切です。運動の中では、次の点を活用しましょう。

### (1) 負担能力に応じた減免制度の必要性を自治体との共通認識に

通知は、2008年（平成20年）7月にまとめられた「医療機関の未収金問題に関する検討会」の報告書で、一部負担金の減免は生活困窮を理由とする未収金

発生を抑制する効果があるとして、減免が適切に運用できるよう、国としての基準の提示や市町村への財政配慮を検討すべきとされたことを受けて、厚労省が検討してきたものです。

通知は、厚労省自身が、医療費の滞納の原因に「生活困窮」があり、収入減の基準と言う形をとりながら、生活困窮や負担能力の基準として生活保護基準を認めたこととなります。この点は払えない実態と併せて自治体と共通認識にしていることが大事です。

(2) 「市町村の自主性は守る。国の基準は最低限」：政府答弁

「各市町村が行っている減免に国が介入しない」ことに関しては、9月13日の参議院厚生労働委員会で次のような政府回答がされました。

日本共産党の田村智子議員は「既に減免制度を実施している自治体では、収入基準も生活保護の110〜130%にしていたり、入院だけでなく、通院にも適用できる場所もある。自治体の判断で国の基準をより拡充できると厚労省通知でも明確にして欲しい、当然、国の基準がこうだからと、自治体に基準の引下げ

を強要することがあつてはならないと考えているが、如何か」とただしました。

これに対し、足立信也厚生労働大臣政務官は「市町村の自主性は、担保されなければならぬ。国の基準は最低限との表現なので、上積みの部分については市町村がやるのは望ましい部分があるのではないか」との考えを示しました。

Q&Aでも、問1で「今回示した基準は、あくまで市町村に対する技術的助言である。したがって、独自の基準が今回示した基準による範囲より狭い場合は、今回示した基準まで対象を拡大していただきたいと考えているが、逆に今回示した基準による範囲よりも広い場合は、これを狭める必要はない」としています。

(3) 自治体の責任で減免制度を実施し、国に対し、必要な財源の要求を

現在、全国的な減免制度の状況は、①制度がないか対象者をきわめて狭い範囲に限定、②厚労省基準と同程度の減免、③低所得者を含め厚労省基準以上の基準を実施しているに自治体に大別されます。

厚労省調査では、全国1、818保険者中、制度のある保険者は1、003(うち低所得も対象にしているのは15

5)、ない保険者は815となつています(2007年12月)。

厚労省は、今回の示した基準に該当する人の一部負担金を減免した場合は、減免額の2分の1を特別調整交付金で補填する方針です。特別調整交付金の交付基準や手続きについては、12月には発表する予定で、現在検討中です。

全生連事務局の問い合わせに、厚労省は、検討内容として、①今回示した基準を実施したところを交付金の対象にする、②厚労省基準より低い基準の場合は交付金の対象としない、③低所得者減免を含め、独自の減免をしている自治体への交付金算定は、厚労省基準に該当する人とそれ以上の人との区別が難しく、どうするかは検討中、④交付金に関する通知は12月頃に都道府県に出し、申請にもとづいて、年度内には交付するようになる予定、と回答しています。

以上のことから、急いで、各自治体に通知やQ&Aの内容の説明を求め、低所得者を含めた減免を要求し、制度の新設・改善、国の責任で自治体への財源保障をさせる運動を強めることが大事です。